

C-CASカード使用許諾契約

株式会社長崎ケーブルメディア

目次

第1条（約款及び規約の適用）	2
第2条（契約の変更）	2
第3条（カードの使用目的）	2
第4条（カードの所有権と貸与）	2
第5条（カードの管理等）	2
第6条（カードの故障・交換等）	2
第7条（カードの破損・紛失・盗難等）	3
第8条（カードの返却等）	3
第9条（カードの交換依頼）	3
第10条（禁止事項）	3
第11条（損害賠償）	4
第12条（免責）	4
附 則	4

第1条（約款及び規約の適用）

株式会社長崎ケーブルメディア（以下「当社」といいます。）が当社の放送サービス及びn c mスマートBOXサービスの加入者に貸与するCATV放送限定受信用ICカード（C-CASカード）（以下「カード」といいます。）の取扱いには、以下に定めるC-CASカード使用許諾契約（以下「本契約」といいます。）のほか、長崎ケーブルメディア 総合契約約款、放送サービス利用規約、n c mスマートBOXサービス利用規約（以下「約款等」といいます。）が適用されます。本契約は、カードを使用する者（以下「使用者」といいます。）の利便性と当社の効率的な業務を遂行することを目的とします。なお、別に定める場合を除き、本契約及び約款等に定めのない事項については、法令又は一般慣習によります。

第2条（契約の変更）

当社は、本契約を変更することがあります。なお、この場合には、変更後の新契約を適用するものとします。

第3条（カードの使用目的）

カードには、CATV用セットトップボックス（以下「STB」といいます。）を制御する集積回路（IC）が内蔵されています。カードは、CATV放送を受信するために必要となります。

第4条（カードの所有権と貸与）

カードの所有権は、当社に帰属します。

2 当社は、本契約に同意される場合に限り、STB1台につき、カード1枚を貸与します。

第5条（カードの管理等）

使用者は、カードをSTBに常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障及び破損することのないよう善良な管理者の注意を持って維持管理するものとします。カードを常時装着していない場合、放送サービス又はn c mスマートBOXサービスの全部又は一部を正常に受けられないことがあります。

2 当社は、使用者に貸与されたカードを用いて行われる放送の受信その他受信機器による全ての操作について、当該使用者が行ったものとみなし、当該カードの第三者による不正利用等の事故により損害が生じても、いかなる責任も負わないものとします。

第6条（カードの故障・交換等）

使用者は、カードに起因すると推測される受信障害が発生した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

2 当社は、使用者から当社への通知により、使用者に貸与されたカードの故障によって受

信障害が発生したと認めた場合は、当該カードを交換します。この場合、当社が無償と認めた場合を除き、使用者は、放送サービス料金表又はn c mスマートBOXサービス料金表に規定するカードの再発行手数料を当社に支払うものとします。

3 当社は、カードの故障により、放送サービス又はn c mスマートBOXサービスが視聴できないなどの損害が生じても、いかなる責任も負わないものとします。

4 使用者は、当社がカードの故障と認めた場合は、直ちに当該カードを当社に返却するものとします。

第7条（カードの破損・紛失・盗難等）

使用者は、カードの破損、紛失又は盗難等により、カードを使用できなくなった場合は、直ちに当社に通知するものとします。

2 当社は、前項の通知を受理した場合、当該カードを無効とします。

3 当社は、使用者からカードの破損、紛失又は盗難等による再発行の請求を受けた場合は、カードの再発行を行います。

4 使用者は、前項の場合において、放送サービス料金表又はn c mスマートBOXサービス料金表に規定するカードの再発行手数料を当社に支払うものとします。

第8条（カードの返却等）

使用者は、カードが不要となった場合は、直ちに当社に通知の上、カードを返却するものとします。

2 前項に基づく返却があった場合、本契約は終了します。

第9条（カードの交換依頼）

使用者は、カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカードの交換が必要となった場合は、カードの交換に同意し、協力するものとします。

第10条（禁止事項）

使用者は、次の各号に規定する事項を行ってはならないものとします。

（1）当社が使用を認めたSTB以外の受信機器に、カードを装着して使用する行為

（2）カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、又はカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、又はカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がるおそれのある行為

（3）カードを日本国外に輸出又は持ち出す行為

（4）カードをレンタル、リース、賃貸又は譲渡その他方法により第三者に使用させる行為

2 使用者が法人で、当社に個別に要請のあった場合は、前項の規定によらず、当社が別に定める規定によるものとします。

第11条（損害賠償）

当社は、使用者が本契約に違反した場合は、本契約を解除し、使用者に対して当該カードの返却を求めるほか、当社が被った損害の賠償を請求することができます。

第12条（免責）

当社は、カードの使用に関して発生する使用者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。

附 則

（実施期日）

本契約は、C-CASカード使用許諾契約約款を改訂の上、平成29年8月1日より実施します。